

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

1 地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)の改正(令和4年10月1日施行)

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和

現 行	原則1回まで(別途、子の誕生日から57日以内において1回まで)
改正後	原則2回まで(別途、子の誕生日から57日以内において2回まで)

2 条例改正の内容

(1) 非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件を緩和

(条例第2条第3号ア(ア))

現 行	育児休業の承認請求時点において、子が1歳6か月に達する日まで雇用関係が終了することが明らかでない*が必要
改正後	育児休業の承認請求時において、子の出生日後57日目から6か月を経過する日まで雇用関係が終了することが明らかでない*が必要

* 業務の廃止等により任期を更新しないことが明示されていない場合等

(2) 非常勤職員の子が1歳到達日以降(1歳～1歳6か月、1歳6か月～2歳)における育児休業の柔軟化(条例第2条第3号イ、第2条の3第3号、第2条の4)

現 行	育児休業の開始日は、1歳又は1歳6か月到達日の翌日に限定されており、当該日でのみ夫婦交代できる。また、1歳以降の育児休業の再取得はできない
改正後	育児休業の開始日は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、1歳又は1歳6か月に限らず夫婦交代できる また、他の子に係る産前・産後休業等の開始により育児休業が終了した場合、 <u>特別の事情</u> (産休対象の子が死亡したとき等)がある場合には再取得できる

(3) 再度の育児休業取得に係る事項

ア 育児休業等計画書の廃止(条例第3条第5号)

現 行	あらかじめ育児休業等計画書を提出することにより、育児休業終了から3か月以上経過後に、再度の育児休業が取得可能
改正後	育児休業等計画書の提出によらずに、再度の育児休業が取得可能

*この計画書により申し出た場合の再度の育児短時間勤務の取得の仕組みは存置することから、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改める。(条例第11条第6号)

イ 任期付職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業取得に係る取扱(条例第3条第7号)

現 行	非常勤職員(会計年度任用職員・再任用短時間勤務職員)のみ取得可能
改正後	非常勤職員(会計年度任用職員・再任用短時間勤務職員)及び任期付職員が取得可能

(4) 育児休業法の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間(第3条の2)57日間とする旨を追加する。

(5) 附則

施行日は令和4年10月1日。

施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する経過措置を規定する。